

令和7年12月25日
県土整備部建設企画課

報道機関各位

建設業者等に対する指名停止措置について

山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている下記業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

記

1 事実概要

日本交通技術株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントは、他社と共同して、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた（令和7年12月19日 公正取引委員会より公表）。なお、上記2者のうち株式会社トーニチコンサルタントは、同法第7条の2に基づく課徴金納付命令について、同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用を受けた。

このことは、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第12号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められるので、当該2業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

2 指名停止業者

名称	住所	業者番号
日本交通技術株式会社	東京都台東区上野7-11-1	B0052022
株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3	B0045002

3 指名停止の期間

名称	指名停止の期間
日本交通技術株式会社	令和7年12月26日から令和8年6月25日まで（6か月）
株式会社トーニチコンサルタント	令和7年12月26日から令和8年3月25日まで（3か月）

＜参考＞

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱
別表 指名停止基準第12号（独占禁止法違反行為）

指名停止事由
1.2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき

(問合せ先) 建設企画課 課長補佐 池田
電話 023-630-2630
広報監 県土整備部次長 牧野